



2013.9.10

Human Rights Now

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

110-0005 東京都台東区上野 5-3-4

クリエイティブ One 秋葉原ビル 7F

電話：03-3835-2110 FAX：03-3834-1025

Email: info@hrn.or.jp URL: http://hrn.or.jp/

復興庁は、「子ども被災者生活支援法」基本方針案のパブリック・コメント期間(2013年9月13日締切)を延長し、原発事故被災者の意見・要望を反映するプロセスを踏むべきである。

1 「基本方針案」をめぐる状況

2013年8月30日、復興庁は、原発事故子ども被災者支援法第5条に基づく「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針(案)」(以下「基本方針案」という)を公表し、公表と同時に2週間のパブリック・コメントに付すとした。

パブリック・コメントの意見受付締切りは2013年9月13日と設定され、これ以外の方法での被災者・原発事故被害者、避難者への意見聴取の機会は予定されていない。¹

原発事故子ども被災者支援法については、2012年6月の成立・施行以後、一年以上が経過しても、「基本方針」すら策定されない、極めて遺憾な事態が続いてきた。

ところが、今回、復興庁は唐突に基本方針案を公表し、原発事故被災者からの意見聴取を、極めて短期間のパブリック・コメントという方法のみで終わらせようとしている。

福島第一原発事故を受けて、政府が昨年実施した、エネルギー政策に関する、2030年の原発依存率を問う意見聴取は、約2カ月のパブリック・コメント募集期間を設け、公聴会も全国で開催された。これと比較しても、今回の対応は、被災者・国民からの意見聴取を著しく軽視していると言わざるを得ない。

法5条3項は「政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とするが、今回の基本方針案およびパブリック・コメント募集が全国各地に生活する避難者、原発事故の影響を受けた広範な地域に住む住民に広く周知されたとはいえない状況にあり、このような短い周知期間では到底、法5条3項の要請を満たしているとは言えない。

長きにわたり、同法をたな晒しにしたうえでの、政府による一方的な政策立案の方法は、被災者置き去り、原発事故被災者軽視との強い批判を免れない。

¹ <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=295130830>

2 法の趣旨に照らして著しく不十分な「基本計画案」

同時に、公表された「基本方針案」の内容は極めて不十分であり、その多くがこれまでの施策を何らの課題検証・反省もないまま踏襲するものにとどまり、原発事故被災者のニーズ、切実な要望から大きく乖離している。

第1に、「支援対象地域」は、「福島県中通り」「浜通り」地域が指定されているが、指定の根拠となる客観的・合理的基準は何ら示されていない。福島原発事故後に放出された放射性物質の影響は、県境で遮断されるものではなく、福島県外の地域にも多大な影響を及ぼしていることに鑑みれば、福島県内の地域のみを指定する理由は見出しがたく、国は放射線量に基づいて、公平性、客観性のある合理的な基準を定立し、同等の被害を受けた地域住民には平等に支援を行うべきである。

今年5月、国連「健康に対する権利」特別報告者アナンド・グローバー氏は、低線量被ばくでも健康に悪影響を及ぼす危険性があることから、国はもっとも影響を受けやすい子ども等の保護を考慮し、公衆の被ばく限度を1ミリシーベルト以下に低減すること、子ども被災者支援法の支援対象地域は1ミリシーベルト以上の地域を含むことを勧告した。²これは公衆の被ばく限度に関する日本の従前からの基準にも合致するものである。

支援対象地域は少なくとも追加線量1ミリシーベルトの地域を含む全自治体とすべきである。

第2に、基本方針案の「被災者の支援」の項目には、支援対象地域に居住する者、避難している者、帰還する者についてそれぞれ支援内容が記載されているが、支援対象地域に居住しながら今後避難を希望・選択する者に対する支援策が全く記載されていない。

各種世論調査からも、福島県内の住民の中には、今も避難を希望・検討している方々が少なくないことが明らかとなっている。基本方針が、将来的に避難をする住民に対する支援策を何ら示さないとすれば、被災者一人ひとりの居住、避難、帰還についていずれを選択した場合も適切に支援するとした同法の基本理念(2条2項)に反する事態となる。

政府は、現状で避難をしていないが、将来的に避難を選択する住民に対しても、住居の確保、移動の支援、就業・学習の支援を行うことを基本方針に明記し、そうした避難に関わる支援についての情報をきめ細かく、支援対象地域に居住するすべての住民に提供する手段を講じるべきである。特に、新規避難者のための、民間借り上げ仮設住宅の提供による居住地支援は急務である。

第3に、基本方針は避難者のために、借り上げ仮設住宅を引き続き提供する、とするが、平成27年3月末まで、1年半の延長しか言明していない。子どもの成長発達、進学を考えるに当たり、1年半より先の支援が見えないという状況では、子どもが安心して最善の進路を選ぶことは極めて困難であり、長期的な将来の見通しが立たないことは、生活再建を著しく阻害することとなる。このような事態は、放射線影響が長期にわたることを前提に、必要な支援を確実に実施すべきとする基本理念(法2条5項)と相いれない。

政府は、避難指示の有無を問わず、避難者に対し、従前の住居の追加線量が年間1ミリシーベルト以下に低減し、安全で自発的な帰還が可能となるまで、長期にわたる借上住宅・公営住宅の支援継続すべきである。

第4に、子どもの健康を守り心身共に健全な育成をするための措置は、極めて貧弱である。基本方針案は、「移動教室」について福島県内に留めるとしており、県外を含むリフレッシュ・キャン

² http://hrn.or.jp/activity/A%20HRC%2023%2041%20Add%203_UAV.pdf

プを主に週末に実施するに過ぎないとしている。チェルノブイリ事故後には、当事国の政府が全ての子どもに対し、国費により1カ月以上の非汚染地への長期の保養を実現している。

これと同様に、国費による長期の保養・移動教室の措置を基本方針案でも明記すべきである。

第5に、医療・健康診断に関する基本方針は従前の処置を踏襲するにすぎない。

被爆者援護法やJCO事故後には、年間1ミリシーベルト以上の被ばくを前提として、医療支援の措置が講じられているのに対し、現在の県民健康管理調査は福島県民に限定されており、国連グローバル報告も、対象地、検査項目ともに不十分と指摘している。

政府は、追加線量年間1ミリシーベルト以上の地域に居住するすべての住民とすべての原発労働者に対し、放射線起因で発生する可能性のあるすべての傷病に関する包括的な検査を年に1度行い、国が実施の責任を負うべきである。そしてその実施のためには、国が実施の責任を負う健康管理調査については、低線量被ばくによる健康影響を真剣に評価・モニタリングする体制を確立すべきである。基本方針案が提案する「有識者会議」が実現するとすれば、低線量被ばくの影響を慎重に考慮する専門家・住民の代表を中心に検討機関を構成し、その公開性・透明性を徹底すべきである。

さらに、基本方針案は、除染、線量測定、リスクコミュニケーション等いずれの項目についても、前例を無批判に踏襲するのみで、不十分である。

以上のとおり、基本方針案は、住民の切実な要望を踏まえて全面的に見直されるべきである。

3 住民との協議機関の設置が必要

さらに、基本方針案には、支援策の策定・実施・見直しに関し、住民・避難者の意見を反映させる仕組みに関する言及が全く存在しない。法5条3項の趣旨に照らし、基本計画策定・実施・見直し等を進めるに当たり、住民との協議機関を設けるべきである。

協議機関には、避難中の住民、帰還した住民、支援対象地域で居住を続ける住民の代表、現在または元原発作業員を含むものとし、女性、青年、子ども、高齢者、障がい者が参加する機会を十分に保障すべきである。

4 原発被災者の声を十分に反映した基本方針の策定を

以上のとおり、基本計画案の内容は極めて不十分であり、大幅な見直しが必要である。それを、十分な周知もしないまま、わずか2週間のパブリック・コメントで、原発被災者の意見聴取を打ち切り、避難者・被災者の切実な要望を反映しないことは到底許されない。

ヒューマンライツ・ナウは、復興庁に対し、パブリック・コメントを延長し、少なくとも2カ月以上の意見聴取を行うこと、影響を受けている地域、および避難者が居住する全国各地で公聴会を開催して、基本計画案に被災者・避難者の声を十分に反映させるよう、要請する。

以 上